

第4章

施策の展開



第4章 施策の展開

1 施策の体系

環境ビジョン 光・緑・人が輝く自然環境共生都市 うえだ

施策大綱	基本方針	環境施策
快適 I 安全・安心な生活環境の保全	空気・音 I-1 きれいな空気とやさしい音空間の保全	①自動車による大気汚染や騒音・振動の防止 ②事業活動による大気汚染・騒音・振動・悪臭の防止
	水・土 I-2 きれいな水と安全な土壌環境の保全	①生活系排水による水質汚濁の防止 ②事業活動による水質汚濁の防止 ③地下水・湧水・土壌の汚染防止
	化学物質 I-3 有害化学物質による汚染の防止	①有害化学物質による汚染の防止
自然 II 人と自然の共生	森・里山 II-1 森林と里山の保全	①林業振興による山林の保全 ②森林と里山の保全 ③森林・里山に親しむ場の創出
	水辺 II-2 水辺環境の保全	①環境に配慮した河川整備の推進 ②水辺の環境保全活動の推進 ③水辺環境に親しむ場の創出
	農 II-3 農地の保全	①農業基盤の確保と農地の保全 ②環境配慮型農業の推進 ③農環境に親しむ場の創出
資源 III 資源循環と地球環境の保全	ごみ III-1 循環型社会の形成	①資源循環システムの整備 ②資源循環活動の推進
	再生可能エネルギー III-2 地球温暖化防止の推進	①市役所の地球温暖化防止活動の推進 ②市民の地球温暖化防止活動の推進 ③事業者の地球温暖化防止活動の推進
	地域資源 III-3 地域資源の活用	①太陽光・太陽熱の有効利用 ②水資源の有効利用 ③バイオマスの有効利用 ④地域資源の有効利用
調和 IV 歴史・文化と緑・景観の保全	文化 IV-1 歴史遺産・文化遺産の保存と継承	①歴史遺産・文化遺産の保護と伝承 ②歴史遺産・文化遺産とのふれあいの場の創出
	緑 IV-2 緑地の保全と緑化の推進	①公園・緑地の保全と整備 ②緑化の推進
	景観・美化 IV-3 地域景観の保全と環境美化の推進	①優れた地域景観の保全と形成 ②環境美化の推進
人 V 環境教育と地域連携の推進	人 V-1 環境教育の推進	①学校等における環境教育の推進 ②地域における環境教育の推進 ③事業者における環境教育の推進 ④環境情報の集積と人材の育成
	地域 V-2 環境にやさしい地域づくり	①環境保全団体の活動の推進 ②コミュニティ活動・ボランティア活動の推進
	交流 V-3 地域交流の推進と環境情報の発信	①グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進 ②地域交流の推進

2 施策の展開

2-1 施策大綱 I：安全・安心な生活環境の保全

快適

基本方針 I - 1

空気・音

きれいな空気とやさしい音空間の保全

上田市内の道路網は、上信越自動車道や国道 7 路線のほか、県道や主要地方道等により構成されています。上田市における大気や騒音の環境基準は、高速道路や国道の一部の自動車道路騒音において、環境基準が未達成の区間がありますが、おおむね達成されています。

自動車走行に伴う大気汚染や、騒音・振動に関する対策を継続的に進めるとともに、一般家庭での野焼きを制限し、事業所等からの大気汚染や騒音・振動を防止することにより、さわやかな空気と静かな暮らしを確保します。

環境施策

施策① 自動車による大気汚染や騒音・振動の防止

● 渋滞緩和による大気汚染・騒音の防止

- ・ 道路の整備、次世代自動車（エコカー）への切替、交通の円滑化の仕組みづくり等を進め、自動車交通に起因する大気汚染を低減します。

● 公共交通の利用促進

- ・ 上田市地域公共交通計画に基づき、関係団体との連携により、鉄道や路線バスなどを維持・確保し、利用促進を図ります。
- ・ 鉄道とバスの接続性の向上、鉄道沿線のパーク＆ライド駐車場の維持・拡充、別所線のサービスレベルの改善などにより、利便性の向上を図ります。
- ・ 運賃低減バス事業の継続、ICT活用（キャッシュレス化、バスロケーションシステム）や分かりやすい路線図・時刻表の配布などにより、サービスの向上を図ります。
- ・ バス・タクシーへの次世代自動車の導入、別所線の脱炭素化について検討を進めます。

● 自転車・レンタサイクル利用の促進

- ・ 通勤・通学における市民等の自転車やシェアサイクル等の利用を促進するとともに、電動自転車等の購入に対しての支援を検討します。

● 規制・監視体制の強化

- ・ 住宅地内における自動車通行規制、速度規制や警笛使用の自粛等により、大気汚染、騒音・振動防止に関し規制等を検討します。

- 自動車、在来鉄道、新幹線鉄道等から発生する騒音・振動を監視するため、定期的な監視測定を行います。

● 次世代自動車（エコカー）の利用推進

- 電気自動車やハイブリッド車等のエコカーの普及啓発に努め、エコカー利用者に対し、駐車場利用を優遇する制度等の導入を検討します。
- 公共施設への電気自動車等の充電設備の導入を検討します。

● エコドライブの推進

- エコドライブを推奨し、経済走行等によって大気汚染物質を極力出さず、騒音の少ない運転マナーや技術の啓発を引き続き行います。

施策② 事業活動による大気汚染・騒音・振動・悪臭の防止

● 事業者への規制・指導の徹底

- 特定施設等を設置している、若しくは新たに設置する工場・事業場・店舗等の事業者に対して、法令等に基づき、監視・指導を行います。

● 事業者等の公害防止体制の整備促進

- 事業者等の公害防止のための指導・啓発に努め、公害を発生させない体制づくりを促進します。

● 事業者への啓発・情報提供の実施

- 工場等を新たに設置する事業者等に対し、法令等の遵守を指導します。
- 公害関連の法令規制等の改正に関し、上田市のホームページ等により情報提供を行います。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016 年度)	現状 (2021 年度)	中間目標 (2022 年度)	最終目標 (2027 年度)	関連 施策
I-1-01	道路騒音の環境基準達成度	昼夜：100% 【7 地点】	昼夜：100% 【7 地点】	昼夜：100% 【7 地点】	昼夜：100% 【7 地点】	施策 ①
I-1-02	別所線輸送人員	1,313 千人	878 千人	1,200 千人	1,200 千人	施策 ①
I-1-03	上田市街地循環バス・オレンジバス利用者数【変更前】	50,718 人	33,006 人	55,000 人	55,000 人	施策 ①
	市内路線バス等の輸送人員【変更後】	-	915 千人	-	1,150 千人	
I-1-04	しなの鉄道市内 4 駅乗降者数【廃止】	5,849 千人	2,204 千人	5,800 千人	5,800 千人	施策 ①
I-1-05	レンタサイクルの利用者数【変更前】	4,135 人	0 人	2,900 人	3,000 人	施策 ①
	シェアサイクルの利用回数【変更後】	-	1,114 回/年	-	5,000 回/年	
I-1-06	大気汚染環境基準達成度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	100%	100%	100%	100%	施策 ①②

I-1-07	光化学オキシダント環境基準達成状況	基準超過日数 83日	基準超過日数 43日	低減 (2016年度比)	低減 (2016年度比)	施策 ①②
I-1-08	一般地域騒音環境基準達成度	昼間：100% 夜間：100% 【11地点】	昼間：100% 夜間：91% 【11地点】	昼夜：100% 【11地点】	昼夜：100% 【11地点】	施策 ②
I-1-09	新幹線鉄道騒音の環境基準達成度	20% 【5定点】 上田地域4 丸子地域1	20% 【5定点】 上田地域4 丸子地域1	向上 (2016年度比)	基準達成度 100%	施策 ②
項目の説明	<p>I-1-01：道路に面する地域の騒音の状況を把握するため騒音測定を実施しています。環境基準値は、昼間と夜間のそれぞれに定められています。</p> <p>I-1-02：台風災害、新型コロナの影響により、輸送人員の回復が鈍化したままですが、令和2年の日本遺産認定を契機とした活性化策などの展開、公共交通を活かしたまちづくり“交通まちづくり”の視点に基づき、官民連携による取組を積極的に推進することで、改めて1,200千人を目標としました。</p> <p>I-1-03：第二次上田市総合計画・後期まちづくり計画（R3-R7）において設定した2025年度目標値（115.0万人）を維持していくことを目標とし、指標を変更しました。</p> <p>I-1-04：しなの鉄道線は、東北信を結ぶ幹線鉄道であり、市の施策展開だけで目標を定めることは困難であること、また、上位計画である総合計画においても指標・目標設定していないことから、指標としては廃止しました。</p> <p>I-1-05：専用アプリを通じて利用・決済ができ、専用の駐輪場（サイクルポート）で電動アシスト自転車を借りたり、返したりできるシェアサービスです。</p> <p>I-1-06：化石燃料等の燃焼により発生し、自動車や工場・事業場等発生源は多様です。</p> <p>I-1-07：大気中の二酸化窒素等が、紫外線により光化学反応し生成されます。環境基準値を超過した際、直ちに人体に影響が現れるということではありません。</p> <p>I-1-08：用途地域ごとに地点を選定し、各地点において、騒音測定を実施しています。環境基準値は、用途地域ごと昼間と夜間のそれぞれに定められています。</p> <p>I-1-09：新幹線鉄道による騒音を、沿線の地域で測定しています。環境基準値の超過について、改善に向けて関係機関へ要望しています。</p>					

基本方針 I - 2

水・土

きれいな水と安全な土壌環境の保全

本市の主要河川や地下水は、概ね環境基準を満たしておりますが、季節的に基準を超過する項目のある河川や、地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素が環境基準を上回っている箇所があります。

今後も、家庭生活や事業活動によって発生する排水の影響を受ける河川や地下水、これらを取り巻く土壌を監視することで、きれいな水と安全な土壌環境を保全します。

環境施策

施策① 生活排水による水質汚濁の防止

● 定期的な監視・測定の実施

- ・ 本市の水環境を評価するうえで、重要な意義をもつ、河川水質の定期的な測定を行い、水質の変化を監視するとともに、その結果を公表します。

● 公共下水道事業・農業集落排水事業による水洗化等の促進

- ・ 公共下水道等に関する情報を積極的に提供し、生活排水による河川等への影響を防止するとともに、水洗化を促進します。

● 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理

- ・ 公共下水道・農業集落排水の整備区域外において、合併処理浄化槽への切替えを促進します。
- ・ 浄化槽の維持管理方法について啓発を行うとともに、適切な維持管理に関する指導を行います。

● 適切な生活排水処理方法の普及啓発

- ・ 「廃食用油を直接流さない」、「洗剤を適量使用する」等、公共下水道処理施設等に負担がかからない生活排水の適正な処理方法について、普及啓発を行います。

施策② 事業活動による水質汚濁の防止

● 事業者への監視・指導の徹底

- ・ 特定施設等を設置し、河川等の公共用水域へ排水する工場・事業所等からの水質汚濁物質の排出に関する監視・指導を行います。

● 事業者等の公害防止体制の整備推進【再掲】

- ・ 事業者等の公害防止のための指導・啓発に努め、公害を発生させない体制づくりを促進します。

● 事業者への啓発・情報提供の実施【再掲】

- ・ 工場等を新たに設置する事業者等に対し、法令等の遵守を指導します。
- ・ 公害関連の法令規制等の改正に関し、上田市のホームページ等により情報提供を行います。

施策③ 地下水・湧水・土壌の汚染防止

● 定期的な監視・測定の実施

- 本市の水環境を評価するうえで、重要な意義をもつ、地下水や湧水の水質の定期的な測定を行い、水質の監視を行うとともに、その結果を公表します。

● 農薬や化学肥料の適正使用の啓発

- 農業活動に対して、持続可能性を確保するため、GAP^{*i}の推進等により環境に与える影響の低減を図ります。
- ゴルフ場等に対し、農薬や化学肥料の適正使用に関する啓発を行います。

● 危険物の適正管理の指導

- 一般家庭や工場・事業所等に対し、灯油・重油等の危険物の適正管理を指導し、地下水や湧水、土壌への流出防止に努めます。

● 事業者への啓発・情報提供の実施【再掲】

- 工場等を新たに設置する事業者等に対し、法令等の遵守を指導します。
- 公害関連の法令規制等の改正に関し、上田市のホームページ等により情報提供を行います。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
I-2-01	下水道処理区域内普及率 (公共下水道及び農業集落排水)	97.3%	99.7%	100%	100%	施策 ①
I-2-02	下水道水洗化率 (公共下水道及び農業集落排水)	91.9%	95.0%	94.5%	96.3%	施策 ①
I-2-03	合併処理浄化槽設置整備 事業実施基数(累計)	2,201基	2,277基	増加 (2016年度比)	2,337基	施策 ①
I-2-04	主要河川のBOD環境基 準値達成度【35地点】	100% (年間平均値)	97.1% (年間平均値)	100% (年間平均値)	100% (年間平均値)	施策 ①②
I-2-05	地下水環境基準達成度 (硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素)【12地点】	75.0%	83.0%	向上 (2016年度比)	向上 (2016年度比)	施策 ③
I-2-06	地下水質低沸点有機塩素 系化学物質の基準値達成 度【12地点】	100%	100%	100%	100%	施策 ③
項目の 説明	I-2-03：合併処理浄化槽とは、公共下水道や農業集落排水施設に接続できない地域において、公共用水域の水質を保全するため、家庭等からの生活排水を浄化する装置のことを言います。 I-2-04：市内27河川35地点において、水質検査を実施しています。BODは、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費する酸素の量で、河川の有機物汚染のおおよその指標とされています。環境基準値は、水域の種別ごとに定められています。 I-2-05：主な発生源として、農地で用いられる肥料や家畜のふん尿、生活排水が考えられます。 I-2-06：低沸点有機塩素系化学物質は、事業所における金属の洗浄剤や、ドライクリーニングの洗浄剤等で使用されています。					

*ⁱ GAP：農業生産工程管理(GAP)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

基本方針 I - 3

化学物質

有害化学物質による汚染の防止

有害化学物質は、古くから重要な環境問題として取り上げられ、環境汚染だけでなく、人体や生態系への影響が懸念されるようになりました。特に、生物のホルモン作用に影響を与える「環境ホルモン」が注目されてからは、PCB やダイオキシン類等の有害化学物質が問題視されるようになりました。

有害化学物質から安全な暮らしを守るため、有害化学物質による環境汚染の防止を図ります。

環境施策

施策① 有害化学物質による汚染の防止

- 定期的な監視・測定の実施
 - ・ 大気・河川・土壌等のダイオキシン類や特定化学物質等の定期的な調査・測定を行い、汚染状況の把握に努め、結果を公表します。
- 事業者への監視・指導の徹底
 - ・ 工場・事業所等からの有害化学物質の大気や河川、土壌への排出に関する監視・指導を行います。
- 事業者等の公害防止体制の整備推進【再掲】
 - ・ 事業者等の公害防止のための指導・啓発に努め、公害を発生させない体制づくりを促進します。
- 化学物質に関する最新情報の把握と情報提供の推進
 - ・ 国等の関連法規制の制定状況や周辺動向から、化学物質に関する最新情報の把握に努め、市民・事業者積極的に情報提供を行います。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016 年度)	現状 (2021 年度)	中間目標 (2022 年度)	最終目標 (2027 年度)	関連 施策
I-3-01	ダイオキシン類環境基準 達成率	100% 【大気 5 定点】 【河川 3 定点】 【土壌 3 地点】 【底質土 2 定点】	100% 【大気 5 定点】 【河川 3 定点】 【土壌 3 地点】 【底質土 2 定点】	100% 【大気 5 定点】 【河川 3 定点】 【土壌 3 地点】 【底質土 2 定点】	100% 【大気 5 定点】 【河川 3 定点】 【土壌 3 地点】 【底質土 2 定点】	施策①
項目の 説明	ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニルの総称です。塩素を含む物質の不完全燃焼等で生成され、猛毒であるため、人体にも影響があります。					

2-2 施策大綱Ⅱ：人と自然の共生

自然

基本方針Ⅱ-1

森・山里

森林と里山の保全

本市の約7割を覆う山林は、水源涵養*ⁱや国土保全等の公益的な機能を持ち、私たちの安全な生活環境を守ってきましたが、管理する担い手の不足等により、森林や里山が持つ多面的な機能を維持することが難しくなっています。

本市の特徴でもある豊かな森林や里山を未来の世代に引き継ぐため、これらに親しみ、触れ合う機会を創出し、多くの人が保全活動に参加しやすい環境づくりを目指します。

環境施策

施策① 林業振興による山林の保全

● 安定的な木材供給体制の整備

- ・ 安定的な木材供給体制の整備を図り、除伐や間伐等の森林整備を推進し、水源涵養機能をはじめとした森林の持つ多面的機能を維持します。
- ・ 森林組合をはじめとする地域の林業事業者の活動を積極的に支援し、素材生産から加工、流通までの、いわゆる川上から川下までの体制を整備するとともに、地元産材の利用促進を図ります。
- ・ 地域産木材（信州カラマツ、森林認証材など）の利用促進を図ります。

● 特用林産物・林産資源の育成推進

- ・ 本市特産品のマツタケをはじめとする特用林産物を松くい虫被害から守るための生育環境の整備を推進し、生産量の拡大を目指します。

● 林業経営環境の改善

- ・ 素材生産者、製材業者等、林業経営者の経営支援につながる施策を推進します。
- ・ 造林・保育・伐採計画や関連道路への有効なアクセスを考慮しながら、林道の開設、改良事業を実施します。
- ・ 高性能林業機械の導入補助により、効率的な施業の推進を図ります。

● 林業担い手の育成推進

- ・ 地域林業の担い手の中心となる団体等の機能強化を促進させ、森林の整備を推進します。
- ・ 林業従事者の労働安全衛生の向上を目指し、林業事業者と協力して後継者の確保と育成を推進します。

* i 水源涵養（すいげんかんよう）：森林の土壌が雨水をためることで、地表から雨水が川へ流れ込む量を一定にし、川の流量を安定させて洪水を緩和すること。また、雨水の地下浸透によって、地下水の量が増えるとともに、水質を浄化させる機能も持っている。

施策② 森林と里山の保全

● 森林の公益的機能の回復

- ・ 自然の復元力及び健全な生態系を回復するため、松くい虫対策として樹種転換事業により被害拡大防止を図るとともに、マツタケ山の環境整備等を進め、荒廃した里山の整備促進を図ります。
- ・ 松くい虫防除対策を最適な防除方法に基づき推進し、守るべき松林の松枯れによる喪失を防止します。
- ・ 針葉樹と広葉樹が適度に入り混じった針広混交林への転換を進め、生物多様性を確保します。
- ・ 有害鳥獣が集落に出没しにくい環境整備を行い、野生鳥獣との共生を目指します。

● 森林・里山保全活動の推進

- ・ ボランティアや市民協働による森林整備や、住民の主体的な森林整備活動を支援します。
- ・ 「緑の募金」運動や、市民参加型の活動である植樹祭等を通じ、将来にわたり緑豊かな森林環境保全への啓発活動を行います。
- ・ 市街地近郊の貴重な樹林を保全するため、市民協働による管理を含めた適切な維持管理を図ります。

● 多様な生物種の保護活動の推進

- ・ 天然記念物や動植物の乱獲防止のために、保護パトロールの強化を図ります。
- ・ 市域内に生息する動植物種や絶滅危惧種、希少生物種の把握のため、動植物調査を検討します。

● 市民参加型環境情報収集の推進

- ・ 市民、事業者、環境保全団体等による、ホタル等の環境指標種や貴重種、外来種の生息・生育に関する情報を収集する仕組みづくりを進めます。

● 外来種対策の推進

- ・ アレチウリやオオキンケイギク等、生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種の駆除を協働により実施・支援します。
- ・ 外来生物法に基づく、外来種の栽培・飼育・取引・放逐の禁止事項や、国内外来種となる在来種の無秩序な移植、放流による影響等に関する情報を周知し、外来種対策を推進します。
- ・ 地域の生態系を乱さないように、外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・広げない）等の周知を図ります。

施策③ 森林・里山に親しむ場の創出

● 森林・里山体験学習の推進

- ・ 周囲の森林、里山に生息する動植物の保護と共生を通じて、里山の環境保全や地域への愛着を深める学習機会の充実、活動に対する支援を推進します。
- ・ 野外フィールドでの森林環境教室や体験教室を開催し、身近な里山に触れ合う機会を創出します。

● 森林・里山に親しむ環境の整備

- ・ 誰もが訪れることができるように、登山道や遊歩道の整備を進め、安全・安心なアクセスを確保します。
- ・ 菅平高原を含む上信越高原国立公園及び美ヶ原高原を含む八ヶ岳中信高原国定公園や身近な里山等を保全し、自然と親しむ場として活用します。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
II-1-01	森林整備面積 (市有林・私有林間伐実施面積)	159.5 ha/年 (累計 3,145 ha)	136.4 ha/年 (累計 3,848 ha)	400.0 ha/年 (累計 5,237 ha)	200.0 ha/年 (累計 5,048 ha)	施策 ①②
II-1-02	樹種転換整備面積 (私有林)	2.3 ha/年 (累計 250 ha)	7.8 ha/年 (累計 287 ha)	20 ha/年 (累計 352 ha)	10 ha/年 (累計 402 ha)	施策 ①②
II-1-03	松くい虫被害木の処理量	6,227 m ³ /年	1,358 m ³ /年	6,000 m ³ /年	1,500 m ³ /年	施策 ①②
項目の 説明	II-1-01：民有林の齢級配置は9齢級（45年生）以上が90%弱を占めており、間伐から主伐を中心とした森林整備を推進して、林齢の平準化を進めることとし、最終年度の目標値を「400.0 ha/年」から変更しました。 II-1-02：松くい虫による被害先端地（被害量が少ない地域）において、今あるアカマツをすべて伐採、搬出し、別の種類の木を植えてアカマツ以外の山林に変え、被害の拡大を防止しています。 II-1-03：松くい虫被害にあった木を、伐倒くん蒸処理や地上薬剤散布等により、処理しています。近年は、これまでの対策の効果から、松くい虫被害が減少傾向にある状況を踏まえ、最終年度の目標値を「5,000 m ³ /年」から変更しました。					

基本方針Ⅱ－２

水辺

水辺環境の保全

本市は、市の中央を流れる千曲川、またその支流である神川、依田川、浦野川等多くの河川のほか、200以上あるため池や地下水・湧水等、水資源にあふれています。

これら多くの水資源を保全するため、健全な河川環境を維持し、身近な水辺環境に市民自らが親しみ、学びの場とすることにより、水辺環境の整備・保全を推進します。

環境施策

施策① 環境に配慮した河川整備の推進

● 環境配慮型河川整備の推進

- ・ 一級河川の改修・整備については、関係団体との調整を図り、動植物の生息・生育環境や親水性、景観に配慮した河川整備を国、県に要望していきます。
- ・ 準用河川及びその他中小河川の改修については、動植物の生息・生育環境や親水性、景観に配慮した河川整備を計画的に進めます。
- ・ 河川改修にあたっては、「多自然川づくり」^{*i}の基本指針に則して、環境の保全・育成を考慮しつつ計画的に推進します。

施策② 水辺の環境保全活動の推進

● 河川保全活動の推進

- ・ 地域住民やNPO^{*ii}、各種団体との協働により、河川環境の保全活動を推進します。

● 水産資源の保全・育成

- ・ 河川の生態系に配慮しながら、アユ、ウグイ等の魚類の育成を図り、河川環境を保全し水産資源を守ります。

施策③ 水辺環境に親しむ場の創出

● 親水空間の整備

- ・ 子どもから大人まで、水に親しむことのできる親水空間を整備するとともに、親水空間の保全を図ります。
- ・ 千曲川桜づつみ堤防や依田川ウォーキング道路の整備等、河川と身近にふれあえる空間づくりを進めます。

* ⁱ 多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川全体が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川管理を行うこと。

* ⁱⁱ NPO：NPO法人（特定非営利活動法人）のこと。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて国または県に認証された、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする法人。

● 水と親しむ体験学習の推進

- ・ 水生生物調査や水辺の自然観察会等、水と親しむ学習機会の充実や活動に対する支援を推進します。
- ・ 市民参加型の体験イベントを開催し、水と親しむ場を提供します。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
II-2-01	農業用水路の多自然水路 整備箇所【廃止】	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	施策 ①
II-2-02	多自然河川の整備状況 (累計)	1,788m	1,788m	1,800m	1,810m	施策 ①
II-2-03	河川愛護団体数	95団体	95団体	増加 (2016年度比)	増加 (2016年度比)	施策 ②
II-2-04	水生生物調査参加人数	32人	6人	増加 (2016年度比)	増加 (2016年度比)	施策 ③
項目の 説明	<p>II-2-01：多自然水路整備とは、水辺環境の多様性、生物の生息場所及び移動経路を確保できるような水路の整備のことを言います。 農業者の高齢化等により多自然型水路の維持管理が困難となり、新たな整備要望が無くなったことから、老朽化した農業用施設の計画的な整備更新による安定した農業生産体制の確保と、農業者の維持管理等に対する負担軽減を図る取組として、新たな指標（II-3-05：農業用施設の整備箇所数）に変更します。</p> <p>II-2-02：多自然河川整備とは、治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境を極力改変しない、自然環境に配慮した整備のことを言います。</p> <p>II-2-04：市民が川に親しむ機会を創出し、水辺環境への関心が高まるよう、調査道具の貸出等により支援を行っています。</p>					

基本方針Ⅱ－3

農

農地の保全

本市は、水稻、果樹、花卉、野菜等、さまざまな農業が営まれています。農環境は、水・土との関係が深く、多くの動植物の生息・生育環境を提供しているとともに、農村景観を形成しています。また、地産地消を推進することにより、消費者ニーズに応えられる農業が推進され、安全安心な農産物の市民等への供給や農産物の長距離輸送等に伴うエネルギーの消費を抑え、食の安全や地球環境の保全にも繋がります。

市内の農家数や農地の減少は、農業の衰退ばかりでなく、農地の持つ環境保全機能の喪失へと繋がっていきます。

自然資源としての農環境を保全するため、農地と触れ合う機会を創出し、担い手育成を含め、持続可能な農業を積極的に推進します。

環境施策

施策① 農業基盤の確保と農地の保全

● 安定した農業生産体制の整備

- ・ 認定農業者*ⁱの育成や集落営農への啓発を図るとともに、農業用大型機械導入への支援や、農地保有合理化の推進を図ります。
- ・ 農業支援センターを中心とした、地域活性化委員会等の活動や女性農業者の地域活動を積極的に支援するとともに、家族経営協定制度を普及し、農業経営の改善を図ります。
- ・ 農業生産法人設立への誘導を図り、安定的な農業生産を進めます。
- ・ 老朽化した農業用水路等の計画的な整備更新により、安定した農業生産体制の整備を進めます。

● 農業後継者の育成

- ・ 新規就農育成システムの確立に取り組み、就農支援を推進する等、将来の農業を支える就農者を育成します。

● 農地貸付制度の推進

- ・ 農地を貸したい農家と借りたい農業法人や新たな就農者、市民や学校等の教育機関等を結びつけて、農地の荒廃を防止する農地貸付制度を推進します。
- ・ 農地貸付制度により、稲倉の棚田等、希少な山間地の農地の保全を推進します。
- ・ 貸付候補となる荒廃農地等の情報を収集する仕組みをつくり、農地貸付制度を推進します。

● 鳥獣害対策の推進

- ・ ニホンジカ等の野生動物による農業被害を防止するため、国、県の鳥獣害対策と調整しながら、適正な駆除による鳥獣害対策を推進します。
- ・ 鳥獣害対策を行うための狩猟者の育成や駆除に対する支援等、鳥獣害対策を推進します。
- ・ 駆除した野生動物の有効利用のため、ジビエ（野生鳥獣肉）の加工品等、利活用する仕組みづくりを研究します。

* ⁱ 認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づく制度で、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、基準に適合する農業者として市町村から認定を受けた者。

- ・ 農地等への野生動物の侵入を防止する柵等の設置補助や果実の放置等の侵入要因をなくす方法を周知し、鳥獣害対策を推進します。

施策② 環境配慮型農業の推進

● 低農薬・低化学肥料栽培、有機栽培の促進

- ・ 農薬や化学肥料について、各地域における使用慣行の5割以上の低減を図り、低農薬・低化学肥料栽培を促進します。
- ・ ポジティブリスト^{*i}制度の徹底等、農薬の適正使用を促進します。
- ・ 浄水場汚泥で生産した土壌改良土の利用などにより、有機栽培を推進します。

● 環境保全型農業の普及啓発

- ・ 環境にやさしい農産物表示認証制度^{*ii}の普及に取り組みます。
- ・ 環境保全型農業に関する情報提供を推進し、エコファーマー^{*iii}等環境保全型農業が実践できる農家の育成に取り組みます。
- ・ インターネット等を通じて、消費者が求める安全・安心な農畜産物や加工品を積極的にPRする等、情報発信の充実を図ります。

施策③ 農環境に親しむ場の創出

● 農業体験の推進

- ・ 遊休荒廃農地を滞在型体験農園や市民農園として利活用し、市民が農業に親しめる場を創出します。
- ・ 小中学生が、農産物の収穫等農作業を体験できる収穫体験農園を増やし、農業や農産物に対する理解を深める食農教育の推進を図ります。
- ・ 市民参加型の農業体験イベントを開催し、農業に親しむ場を創出します。

● 地産地消の推進

- ・ 直売所の充実及び学校給食や旅館等宿泊施設での消費を推進し、地域内で生産された農畜産物の地域内における消費（地産地消）を促進します。
- ・ 農業生産における食料生産自給率の向上を図ります。

* i ポジティブリスト：食品衛生法により農薬残留基準が設定されていない農薬が残留する食品の販売等を禁止した制度。2003年の食品衛生法の改正により2006年から導入された。

* ii 農産物表示認証制度：地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上（一部30%以上）削減した方法で生産された農産物を長野県知事が認証する制度のこと。

* iii エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式（土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式）を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者のこと。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
Ⅱ-3-01	認定農業者数	223 経営体	229 経営体	234 経営体	234 経営体	施策 ①
Ⅱ-3-02	荒廃農地再活用面積 (累計)	68.7 ha (4.2 ha/年)	78.9 ha (2.9 ha/年)	100.0 ha	130.0 ha	施策 ①
Ⅱ-3-03	農地の担い手への集積率 (1ha以上の経営を行う 農業経営体の経営耕地面 積合計)	65.9%	74.0%	70.0%	75.0%	施策 ①
Ⅱ-3-04	農業法人設立数	47 経営体	42 経営体	50 経営体	55 経営体	施策 ①
Ⅱ-3-05	農業用施設の整備箇所数 【新規】	-	25 地区	-	30 地区	施策 ①
項目の 説明	<p>Ⅱ-3-03：農林業センサスは、5年に一度調査を行います。最新の調査は、2020年に実施されました。</p> <p>Ⅱ-3-04：把握数の変更に伴い計画策定時と中間目標（2022年度）の数値を修正し、同様に、最終目標を「55 経営体」に変更しました。</p> <p>Ⅱ-3-05：環境指標Ⅱ-2-01（農業用水路の多自然水路整備箇所）の廃止を受け、新たに、老朽化した農業用施設の計画的な整備更新による安定した農業生産体制の確保と、農業者の維持管理等に対する負担軽減を図る取組を指標として設定しました。</p>					

2-3 施策大綱Ⅲ：資源循環と地球環境の保全

資源

基本方針Ⅲ-1

ごみ

循環型社会の形成

環境に対する負荷を少なくするため、生産・流通・消費・廃棄の各段階で、廃棄物を限りなくゼロに近づける資源循環型社会を構築する必要があります。この理念に基づき、資源を循環し、廃棄物を適正に処理できる体制づくりを進めるため、上田地域広域連合が策定したごみ処理広域化計画に従い、資源循環型施設の建設に取り組みます。

また、ごみの減量化や再利用を進めるため、市民や事業者に着実に定着しつつある分別収集・リサイクル活動をさらに進めるとともに、新たな課題である「食品ロス」を削減するため、「残さず食べよう！30・10運動」の促進や啓発物品の作成等に取り組みます。

環境施策

施策① 資源循環システムの整備

● ごみの適正処理の推進

- ・ 上田地域広域連合構成市町村における廃棄物の分別回収方法の統一について検討し、効率的なごみ処理を推進します。

● 資源循環型ごみ処理施設の整備

- ・ 令和3年3月に上田地域広域連合が改訂した、ごみ処理広域化計画に基づき、資源循環型施設の建設に取り組みます。
- ・ 埋め立て処分している焼却灰についても、リサイクルを進めます。

● 地域リサイクルシステムの推進

- ・ 自治会単位等で、家庭の生ごみを処理、堆肥化できる設備を設置し、地域でリサイクルする仕組みの導入を推進します。
- ・ 家庭や自治会等の美化活動により発生する、枝木・草・落ち葉の有効活用を図るため、堆肥化やチップ化等の処理方法について検討します。
- ・ 生ごみの減量化のため、ごみ減量化機器購入費補助事業の充実を図るなど、家庭から出される生ごみの堆肥化を推進します。

施策②

資源循環活動の推進

● ごみの減量化と分別回収の徹底

- ・ 家庭から出される廃棄物及び資源物の分別回収を徹底し、より一層の減量化と再資源化を推進します。
- ・ 事業所から出る廃棄物の分別回収を促進します。
- ・ 事業所からクリーンセンターに搬入される可燃ごみの内容物点検を実施し、適正な処理を指導します。
- ・ 家庭や事業所における廃棄物の排出抑制や適正処理を進めるため、ごみ減量アドバイザー等の養成を行います。
- ・ ごみ減量アドバイザーや各種団体等による、ごみ減量に関する講習会を実施して、ごみ減量について啓発します。
- ・ 上田市ごみ処理基本計画の可燃ごみ削減目標の達成を目指します。

● リサイクル活動の普及啓発

- ・ リサイクル活動や物の大切さを実感し、体験する場として、リサイクル活動拠点「エコ・ハウス」の運営を図ります。
- ・ エコ・ハウスが提供する「不用品交換情報（ゆずります・ゆずってください）」等を活用し、再利用等の市民活動を支援します。
- ・ マイバッグ運動^{*i}等、ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発を推進します。

● 食品ロスの削減の推進

- ・ 家庭や学校給食等において、食品・食材を適正量購入し、賞味・消費期限内に使い切り、食べきれぬ量を調理し、余った食品・食材を利用することにより、食品ロスの削減を推進します。
- ・ 食品加工事業者に対し、食品ロスが発生しない加工品の生産調整の協力依頼や情報提供を行い、食品ロスの削減を推進します。
- ・ 食事を提供する事業者や宴会をする人たちに、「残さず食べよう！30・10運動」への協力を促進させ、併せて少量メニューの導入等により食べきれぬ量の提供を促し、食品廃棄物となる宴会時等の食べ残しの削減に取り組みます。
- ・ フードバンク活動に協力します。

* i マイバッグ運動：買い物時に、自分の買い物袋を持参し、レジ袋の削減を図る運動。

* 「残さず食べよう！30・10運動」とは

食べられるのに廃棄される、いわゆる食品ロスの削減を目的に、飲食店等から出る廃棄物、とりわけ宴会時における食べ残しを減らす取り組みとして、松本市を発祥地とする全国的に広まった運動のこと。宴会の乾杯後30分間とお開き前10分間は自席に着いて料理を楽しみ、余った料理は各自の責任において持ち帰るなどの食べ残しを減らすための運動です。

市では、この運動の啓発用品を地元の長野大学の学生たちのコンセプト・デザインにより制作し、運動の推進協力店として登録いただいているお店を通じて利用していただくことで、広く市民に向けた啓発に取り組んでいます。また、「もったいない」という気持ちを家庭に持ち帰っていただき、家庭における食品ロスの削減にも繋げていきます。



長野大学の学生によりデザインされたポスター

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
III-1-01	ごみ減量化機器購入費補助事業補助台数(累計)	3,780台 (2006年度から)	5,498台	増加 (2016年度比)	7,300台	施策 ①
III-1-02	生ごみ堆肥化処理事業で 処理した生ごみ量(生ご み堆肥化処理モデル事業 関係)【変更】	6.90 t	5.32 t	増加 (2016年度比)	増加 (2022年度比)	施策 ①
	事業系生ごみ排出量 【新指標】	-	4950.8 t	-	4450.8 t	
III-1-03	一人当たりのごみ排出量	280 kg/年	272 kg/年	261 kg/年	245 kg/年	施策 ②
III-1-04	エコストア認定数【廃止】	20店	-	増加 (2016年度比)	増加 (2022年度比)	施策 ②
	生ごみ出しません袋 申請件数【新指標】	-	384件/年	-	500件/年	
III-1-05	「残さず食べよう！30・ 10運動」推進協力店登録 数	-	31件	50件	50件	施策 ②

<p>項目の 説明</p>	<p>Ⅲ-1-01：一般家庭等から排出される生ごみを、減量又は堆肥化する機器の購入経費に対して、補助金を交付しています。これまでは定性的な目標（増加）であったため、2016年度を基準とし、2027年度までの累計補助台数「7,300台」を最終目標として、再設定しました。</p> <p>Ⅲ-1-02：事業終了に伴う新たな指標として、令和3年度の値を基準に、事業系生ごみの排出量を2027年度までに500t削減することを目標に設定しました。</p> <p>Ⅲ-1-03：可燃ごみ、容器包装プラスチックごみ、不燃ごみ（危険・有害ごみ含む）及び資源ごみの総量を人口で割った数値です。</p> <p>Ⅲ-1-04：「上田市エコストア認定制度」は開始から20年が経ち、当時の認定基準となる取組は広く一般的なものとして普及していることから、2020年度末をもって事業を終了しています。新たに「生ごみ出しません袋申請件数」を指標として設定し、2027年度には、年500件の申請件数を目標としました。</p> <p>Ⅲ-1-05：食品ロス削減のため、「残さず食べよう！30・10運動」の推進に協力してくださる店舗を登録し、市ホームページで紹介します。</p>
-------------------	--

再生可能エネルギー 地球温暖化防止の推進

地球温暖化問題への対応は、年々、重要性や緊急性が高まり、その実行は世界各国が削減目標を掲げ推進する必要があります。また、再生可能エネルギーの利活用と省エネルギー対策は、より一層の推進が求められています。

本市においては、「上田市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げた目標に沿い、再生可能エネルギーの普及拡大に努める必要があります。特に太陽エネルギーについては、全国有数の日照時間により発電等に優位な地域特性を活かしたエネルギー供給源となることから、家庭用及び事業用のシステム導入の普及促進とともに、地域との調和が図られた中での民間活力による発電事業への取組みも重要となります。

また、再生可能エネルギー、省エネルギーに対する市民の関心も高いことから、市民参加による地球温暖化防止活動を積極的に推進します。

環境施策

施策① 市役所の地球温暖化防止活動の推進

● 省エネルギー行動と設備導入の推進

- ・ 「エコオフィスうえだ（上田市役所地球温暖化防止実行計画）」に基づき、引き続き地球温暖化防止対策を推進します。
- ・ 環境マネジメントシステム（EMS-Ueda）をツールとして、「エコオフィスうえだ」の取組を推進します。
- ・ 公共施設の改修や設備更新等の際に、高効率な省エネルギー設備の導入や断熱性能の向上を推進します。

● 再生可能エネルギー^{*i}の活用推進

- ・ 上田市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大を推進します。
- ・ 公共施設への太陽光や太陽熱、地中熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ・ 地域における中小河川等を利用した中小水力発電の設置について検討します。

● 公共施設の地球温暖化対策の推進

- ・ 街路灯や道路照明、公共施設の照明等のLED化を推進します。
- ・ 自治会が行うLED防犯灯の設置等に対し支援します。
- ・ 資源循環型施設（統合クリーンセンター）から発生する熱エネルギーの利用を推進します。
- ・ 下水道処理施設から発生する消化ガスを有効利用し、省エネルギー対策を推進します。
- ・ 下水道汚泥の燃焼の高度化等により、温室効果ガス（一酸化二窒素）の排出削減対策を推進します。

^{* i} 再生可能エネルギー：太陽光（熱）、風力等自然の力を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギーを有効に使ったりする、再生可能な地球に優しいエネルギーのこと。石油や天然ガス等の化石燃料の消費が軽減され、それに伴って排出されていた二酸化炭素の排出量を減らすことができる等のメリットがある。

- ・ 緑のカーテン実施等の省エネ活動を実践します。
- ・ 公共施設において断熱改修等、省エネ改修を推進します。

● エコカー導入の促進

- ・ 車両等の更新の際は、電動車やハイブリッドカー等のエコカーの導入を推進します。

施策② 市民の地球温暖化防止活動の推進

● 家庭の省エネ活動の支援

- ・ 長野県地球温暖化防止活動推進員による「うちエコ診断」等の情報を提供し、家庭の省エネルギー対策や地球温暖化対策を促進します。

● 省エネルギー、再生可能エネルギー設備導入支援

- ・ 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、地中熱利用システム等を活用した再生可能エネルギー設備の設置支援を行います。

● 住宅用蓄電設備等の導入支援

- ・ 太陽光発電設備と連携して、効率的に再生可能エネルギーを利用することができる住宅用蓄電設備や電気自動車等充電設備（V2H）の導入に対する支援を推進します

● 新・改築エコ住宅建築の推進

- ・ 断熱や省エネルギー性能に優れ、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入し、エネルギーの消費量の収支をゼロとする「ネット・ゼロ・エネルギーハウス ZEH」の新・改築を推進します。

● 環境配慮行動のための情報提供の推進

- ・ 上田市地球温暖化対策地域推進計画に基づいた市民・事業者の温暖化防止活動を推進します。
- ・ 地球温暖化防止の取組を、市ホームページ等で広く市民・事業者へ普及啓発します。

施策③ 事業者の地球温暖化防止行動の推進

● 省エネルギー、再生可能エネルギー設備導入支援

- ・ 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、薪・ペレットストーブ等を活用した再生可能エネルギー設備の設置支援を行います。
- ・ ソーラーシェアリング等、再生可能エネルギーの新たな導入方法について研究を進めます。
- ・ 事業者における省エネルギー改修（ESCO 事業等）の導入に関する情報提供を行います。

● 環境配慮行動のための情報提供の推進

- ・ 上田市地球温暖化対策地域推進計画に基づいた、市民・事業者の温暖化防止活動を推進します。
- ・ 地球温暖化防止の取組を、市ホームページ等で広く市民・事業者へ普及啓発します。
- ・ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の導入や運営に関して情報提供し、支援します。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
Ⅲ-2-01	上田市関係機関からの 温室効果ガス総排出量	21,280 t-CO ₂	17,968 t-CO ₂	削減 (2013年度比)	【2023年度】 18,679 t-CO ₂ (※)	施策 ①
Ⅲ-2-02	公共施設における新エネ ルギー、省エネルギー施 設等設置箇所数(累計) 【変更前】	太陽光 30 箇所 小水力 1 箇所 (510.59kW)	太陽光 33 箇所 小水力 1 箇所 (620.59kW)	増加 (2016年度比)	増加 (2016年度比)	施策 ①
	市有施設への再生可能エ ネルギー設備導入量 (太陽光発電設備、バイ オマスボイラー)(累計) 【変更後】	太陽光発電 450 kW バイオマスボイラー 0 台	太陽光発電 560 kW バイオマスボイラー 0 台	-	太陽光発電 2,360 kW バイオマスボイラー 1 台	
Ⅲ-2-03	太陽光発電、太陽熱利用 設備の導入補助件数(累 計)	5,196 件 太陽光 264 件/年 太陽熱 10 件/年	6,586 件 太陽光 265 件/年 太陽熱 21 件/年	増加 (2016年度比)	8,612 件	施策 ②③
Ⅲ-2-04	住宅屋根への太陽光発電 設備の導入量(累計)	21,541 kW	28,362 kW	増加 (2016年度比)	40,966 kW	施策 ②
項目の 説明	Ⅲ-2-01：国のCO ₂ 削減目標に準じて、本市でも「エコオフィスうえだ（上田市役所地球温暖化防止実行計画）」を 策定し、その中で定めたCO ₂ 削減目標の達成に向けて取り組んでいます。 ※現行の第4次エコオフィスうえだ（計画期間：2018～2023年度）は、「上田市地球温暖化対策地域 推進計画（2023年3月改定）」の内容を踏まえ、2023年度に改定作業を予定しております。 そのため、最終目標については、第5次エコオフィスうえだ（2024年度～）にて示します。 Ⅲ-2-02：上田市地球温暖化対策地域推進計画にて設定した数値目標に基づき、変更しました。 Ⅲ-2-03：上田市地球温暖化対策地域推進計画にて設定した数値目標に基づき、変更しました。 Ⅲ-2-04：上田市地球温暖化対策地域推進計画にて設定した数値目標に基づき、変更しました。					

5年ぶりに改訂が行われた「地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）」では、2030年度において温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けるとした新たな削減目標が示され、目標の裏付けとなる対策・施策が記載された目標実現への道筋が描かれています。

我が国の温室効果ガス排出量の約90%を占めるエネルギー起源二酸化炭素排出量については、約45%の削減目標が示されており、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」、「エネルギー転換部門」の5つの部門ごとに削減の目安が示されています。

なお、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くは「業務その他部門」に該当します。

エネルギー起源二酸化炭素排出量の各部門の目安 （単位：億 t-CO₂）

部 門	2013年度 排出実績	2030年度 排出量	2013年度比 削減率	(参考) 前計画の削減率
産業	4.63	2.89	38%	7%
業務その他	2.38	1.16	51%	40%
家庭	2.08	0.70	66%	39%
運輸	2.24	1.46	35%	27%
エネルギー転換	1.06	0.56	47%	27%
合 計	12.35	6.77	45%	25%

出典：地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）

地域資源

地域資源の活用

太陽光や木質バイオマス等の地域のエネルギー資源は、化石燃料を代替するエネルギーとなり、このように地域のエネルギー資源を有効に活用することは、枯渇する資源を延命させ、地球温暖化防止にも繋がります。このような地域のエネルギーを地域で利用するエネルギーの地産地消を進めることによる地球温暖化防止に加え、非常時のエネルギー供給対策、さらには、新たな産業の創出による地域経済活性化が期待されます。

また、水資源の有効利用は、水資源の保全のほか、水循環を健全に保ち、洪水や河川の氾濫等の予防にも繋がります。

市内に存在する自然由来のエネルギー資源を有効利用し、地域の中でエネルギー循環ができるよう、地域新電力の導入やスマートシティの構築を検討します。

環境施策

施策① 太陽光・太陽熱の有効利用

- 太陽光・太陽熱利活用の推進
 - ・ 公共施設に太陽光発電設備等を積極的に導入するとともに、一般家庭における太陽光発電設備等の導入を支援します。

施策② 水資源の有効利用

- 雨水利用の推進
 - ・ 雨水の有効利用とともに、治水対策や災害時の非常用水として活用できるように、住宅に設置する雨水貯留槽^{*i}の導入を支援します。
- 雨水貯留・浸透設備等の導入推進
 - ・ 公共施設に雨水貯留槽や雨水浸透枡^{*ii}を設置し、雨水の有効利用に努めます。
 - ・ 家庭や事業者における雨水流出の抑制と水資源の有効利用のため、雨水貯留施設の普及を促進します。
- 地下水の適正利用の推進
 - ・ 貴重な水資源である地下水を次世代に引き継ぐため、適正な利用を推進します。

* ⁱ 雨水貯留槽：散水や防火用水等に利用するため、雨どいに接続して雨水を貯留するための容器のこと。

* ⁱⁱ 雨水浸透枡：雨水の地下浸透を促す設備の一つであり、コンクリート性の筒型の形状で、多数の穴を開けてあるもの。この多数の穴を通して雨水は地下に浸透する。

施策③ バイオマスの有効利用

● 森林資源の有効利用推進

- ・ 地元産材を活用した木質バイオマスエネルギー利用の研究に取り組みます。
- ・ 再生可能な資源としての木材の積極的な利用推進を啓発し、森林資源の有効活用を図ります。
- ・ 松くい被害木の有効利用や、薪・ペレットストーブ、チップボイラー等の導入推進を図り、木質バイオマスエネルギー利用を促進します。

● 農畜産廃棄物の有効利用推進

- ・ 農畜産廃棄物のバイオマスエネルギー利用の研究に取り組みます。

施策④ 地域資源の有効利用

● 地域資源の利活用

- ・ 市内に存在する自然由来のエネルギー資源を地域で利用し、IoT^{*i}等を活用したエネルギーマネジメントによるスマートコミュニティの構築に向けた研究を進めます。
- ・ 再生可能エネルギーの地産地消に向けた地域エネルギー会社の設立について研究を進めます。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
III-3-01	雨水貯留槽補助件数 (累計)	346件	407件	460件	520件	施策 ②
項目の 説明	水資源（雨水）の有効利用を推進するため、雨水貯留槽の設置費に対して補助金を交付しています。最終目標については、現状を踏まえつつ、2016年度から2021年度における平均補助件数（約12件/年）を上回る補助件数（約20件/年）を目標とし、再設定しました。					

* ⁱ IoT (Internet of Things) : 多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

2-4 施策大綱Ⅳ：歴史・文化と緑・景観の保全

調和

基本方針Ⅳ-1

文化

歴史遺産・文化遺産の保存と継承

本市は、上田城跡や柳町等歴史的な家並みが市街中心地に残されており、市全体で20の国指定文化財、28の県指定文化財、235の市指定文化財、国の登録文化財等も含めて、305の文化財をもつ、歴史あふれるまちです。

本市の恵まれた歴史遺産や文化遺産を保存し、これらを将来の世代へと引き継ぎます。

環境施策

施策① 歴史遺産・文化遺産の保護と伝承

● 史跡・歴史・文化的遺産の調査と保護

- ・ 開発によって貴重な文化財が失われることを防ぐため、各種開発事業に先立ち、遺跡の試掘調査や発掘調査を行い、それらの記録保存を行います。
- ・ 開発の際に、周辺環境との調和を図り、良好な景観の形成を推進します。
- ・ 文化財の保存・活用を図るために必要な調査を行い、価値あるものについては文化財として指定し、保護のために必要な措置を講じ、次世代に継承していきます。
- ・ 古くから残る建造物や、近代建築等の調査発掘に努め、貴重な歴史的・文化的建造物として保存整備して後世に伝えていきます。

● 伝統芸能の保護、育成

- ・ 民俗芸能等の無形文化財について保存・保護を行うとともに、後継者の育成や活動に対する支援の充実を図ります。

施策② 歴史遺産・文化遺産とのふれあいの場の創出

● 伝統文化にふれる機会の創出

- ・ 市内各地で開催される、伝統行事等の内容や開催時期等について、広く市民に情報を提供します。
- ・ 地域に伝わる伝統行事や祭り等への子どもたちの積極的な参加を進めて、伝統行事や文化に直接触れる機会を創ります。
- ・ 地域の文化や伝統的な遊び等を伝承する活動を推進します。

● 学習機会の充実と普及啓発

- ・ 上田博物館、信濃国分寺資料館、丸子郷土博物館、真田氏歴史館、各公民館等と連携した郷土の歴史や文化を学ぶ講座の開催や、優れた業績を残した先人たちを紹介し、先人たち

- ・ 市民が開催する、郷土の歴史や文化を学ぶ講座への講師派遣と、資料を提供します。
- ・ 小中学校における生活・社会・総合的学習等の授業において、地域の歴史や文化を学ぶとともに、地域で研究や活動している人たちとの交流を通して、郷土に対する愛着を深めます。
- ・ 文化財を「広報うえだ」等を通じて市民に積極的に情報提供し、文化財に対する関心を高めるとともに、文化財保護に関する理解を深めます。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016 年度)	現状 (2021 年度)	中間目標 (2022 年度)	最終目標 (2027 年度)	関連 施策
IV-1-01	指定文化財デジタルアーカイブ化件数（累計）	313 件	414 件	増加 (2016 年度比)	426 件	施策 ①
項目の 説明	デジタルアーカイブは、かけがえのない文化資産を、記録精度が高く、映像再現性に優れたデジタル映像の形で保存・蓄積し、次世代に継承していくものです。					

基本方針Ⅳ－２

緑

緑地の保全と緑化の推進

染屋河岸段丘のグリーンベルトや公園等の街中の緑の空間は、私たちに安らぎをもたらすとともに、ヒートアイランド対策、動植物の生息・生育環境の提供等、いろいろな役割を担っています。

また、地域における緑化運動は、地域の人々の親交を深め、地域ネットワーク形成にも寄与しています。これからも、緑や花にあふれた、うるおいのあるまちづくりを推進します。

環境施策

施策① 公園・緑地の保全と整備

● 公園の整備

- ・ 緑の基本計画に位置付けられた都市公園について、社会情勢や市民のニーズを反映した、安全で親しまれる公園を目指し整備を進めます。

● 緑地の保全と整備

- ・ 上田市における緑の現状と課題を総合的に整理し、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施します。
- ・ 里山や市街地背後の森林は、市街地の貴重な自然環境を形成しており、彩りと四季を感じさせる大切な自然として保全対策を進めます。
- ・ 染屋河岸段丘のグリーンベルトに代表される、市街地近郊の斜面樹林や河川緑地を重要な緑の空間として保全し、整備を進めます。

施策② 緑化の推進

● 緑地の確保

- ・ 計画的な土地利用により、緑地の確保に努めます。
- ・ 上田市都市計画マスタープランに基づき、将来の都市計画構想に合わせて将来市街地の設定を行い、周辺の環境と調和した土地利用を図ります。
- ・ 工場・事業所の緑化に関し、開発規制等により適正に指導します。

● 街路樹と花壇の整備

- ・ 街路樹の植樹や緑地帯の確保に努めるとともに、花の種銀行や苗木の配布等により、花壇の整備に努めます。

● 緑化に関する普及啓発

- ・ 市内の花を育てている団体に花苗を配布するとともに、「上田市花と緑のまちづくりコンクール」を開催し、緑化に関する普及啓発に努めます。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
IV-2-01	都市公園数	55箇所	56箇所	56箇所	56箇所	施策 ①
IV-2-02	緑地保全ボランティア (染屋台グリーンベルト)	5回	3回	5回	5回	施策 ①
IV-2-03	街路樹(市管轄)の植栽 延長(累計)	15.8 km	15.8 km	伸長 (2016年度比)	伸長 (2021年度比)	施策 ②
IV-2-04	生垣設置新設補助延長 (累計)	3,796 m	4,071 m	4,000 m	4,250 m	施策 ②
IV-2-05	花の種銀行登録者数 (累計)	928人	983人	増加 (2016年度比)	増加 (2016年度比)	施策 ②
IV-2-06	自治会への花苗配布本数 【変更前】	137,522本	132,150本	130,000本/年	130,000本/年	施策 ②
	花苗配布団体数 【変更後】	-	214団体/年	-	215団体/年	
項目の 説明	<p>IV-2-01：緑の基本計画において位置付けられています。</p> <p>IV-2-02：従前の環境指標「里山整備ボランティア」では、市で活動を把握している染谷台グリーンベルトにおける緑地保全活動の数値を掲載していたことから、指標項目の名称を実態に即して変更しました。</p> <p>IV-2-03：落葉等の緑地の確保と景観形成のため、現状維持に努めています。</p> <p>IV-2-04：事業の進捗を踏まえ、最終目標を「4,100 m」から変更しました。</p> <p>IV-2-06：緑化活動に関わる市民・団体を拡大・維持していく意図で、指標項目を「配布本数」から「配布団体」へ変更しました。</p>					

基本方針Ⅳ－3

景観・美化

地域景観の保全と環境美化の推進

本市の史跡・歴史的建造物を含む自然景観、農村景観等他都市に誇れる都市景観を保全・維持するためには、地域住民や事業者が景観との調和を意識する必要があり、また、環境美化等の取組みも重要です。

調和のとれた美しい景観の保全・形成に努めるとともに、まちの美化の推進等、マナーの向上を目指します。

環境施策

施策① 優れた地域景観の保全と形成

● 景観まちづくりの推進

- ・ 景観形成を進めるための基本方針となる「上田市景観計画」に基づき、市民と行政が一体となって、恵まれた自然環境や歴史・文化的遺産を守り育てるとともに上田市の特色を活かした新たな景観を創出することにより、美しく魅力あるまちづくりを推進します。

● 自然・農村・文化的景観の保全

- ・ 歴史的な景観や自然景観の保全を図り、農村の良さを生かした農村集落の環境整備を進めます。
- ・ 四方を山に囲まれた盆地景観の骨格をなす秀麗な稜線は、安らぎを与える大切な要素であり、その美しさを次世代に伝えるために市の貴重な財産として保全に努めます。

● 調和のとれた景観の形成

- ・ 公園、緑地、史跡及び都市施設を結ぶ道路においては、周辺の優れた景観に調和した道路づくりを進めます。
- ・ 景観づくり協定の締結を推進します。

● 景観に対する意識啓発

- ・ 「上田市都市景観賞」の表彰、景観ウォッチングや景観講演会等の開催等を通じ、景観に関する市民意識の高揚や人材育成を図ります。
- ・ 景観づくりに関わる市民団体を育成し、景観形成市民団体として認定し、その活動を支援します。

施策② 環境美化の推進

● 環境美化活動の普及啓発

- ・ 不法投棄防止やクリーンキャンペーン等、環境美化活動の普及啓発に努め、市民・事業者の参加を推進します。
- ・ ポイ捨て防止の普及啓発や監視・指導に努めます。

● 不法投棄対策の推進

- ・ 河川一斉パトロール等により、不法投棄の防止に努めます。

● 空き地・空き家対策の推進

- ・ 空き家の情報を収集し、適正な管理を促すとともに、利用希望等需要を把握し、空き家の有効活用や除去を図るための支援を推進します。
- ・ 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための上田市空家等対策計画に基づき、老朽化した危険な空き家等の減少や有効活用による地域の活性化、移住定住を促進します。
- ・ 所有者に対し空き地の適正な管理を促します。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
IV-3-01	景観づくり協定の認定数	7件	7件	10件	10件	施策 ①
IV-3-02	都市景観賞の表彰件数 (累計)	52件	64件	60件	70件	施策 ①
IV-3-03	景観ウォッチングの参加 者数(累計)	585人	724人	780人	970人	施策 ①
IV-3-04	電線共同溝延長(市道の 整備状況)(累計)	2,620 m	2,870 m	2,875 m	3,070 m	施策 ①
IV-3-05	環境美化に取り組む市民 団体との協定数 (アダプトシステム ^{*i})	23件	25件	26件	28件	施策 ②
IV-3-06	ごみゼロ運動の参加人数	16,800人	中止 ※コロナ禍のため	増加 (2016年度比)	増加 (2016年度比)	施策 ②

* i アダプトシステム：アダプトとは「養子縁組をする」という意味。市民が道路等の公共スペースを里親のように愛情を持って美化・清掃を行うもので、自治体と市民が互いの役割分担について協議して合意を交わし、継続的に美化活動を進める制度。

2-5 施策大綱 V：環境教育と地域連携の推進



基本方針 V-1



環境教育の推進

市が描く環境ビジョンを達成するためには、一人ひとりが環境問題に対する意識を持ち、環境に対する理解を深め、今までのライフスタイルを見直し、環境に配慮することが重要です。

そのために、市民、事業者が、それぞれ環境について学ぶことができる環境教育を推進するとともに、環境に配慮した活動のリーダー等の人材育成を図ります。

環境施策

施策① 学校等における環境教育の推進

● 学校等における環境教育の推進

- ・ 身近な自然との関わり等、環境の大切さが実感できる体験的な学習を重視した環境教育をそれぞれの地域の特性をふまえながら推進します。
- ・ 環境新聞「エコチル」の配布や「こどもエコクラブ」の活用等を通じて、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援します。
- ・ 幼児期からの環境学習や体験は、自然を愛する気持ちを育むために重要であることから、保育園、幼稚園における環境教育を推進します。

● 環境学習・体験機会の創出と情報発信の充実化

- ・ 森林・里山体験学習や水辺の学習体験等、学校外における環境学習の機会を充実させるとともに、これらの学習に関する情報を、学校や地域に積極的に発信します。

施策② 地域における環境教育の推進

● 生涯学習における環境教育の実践

- ・ 環境教育について、地域社会におけるさまざまな学習機会を提供するため、公民館等での環境講座、里山講座、自然観察会の実施をはじめ、環境問題に関する各年代における学習ニーズに応えるため、学習機会・メニューを充実し、課題解決に向けた自発的な取り組みの促進に努めます。

● 高等教育機関との連携による環境教育の推進

- ・ 多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、大学や研究機関による公開講座や出前講座等を市民へ周知する等、地域内の高等教育機関と連携した取り組みを進めます。

● 環境活動の機会の創出と情報発信の充実化

- ・ 地域の美化活動や緑化活動等、市民が環境活動に取り組む機会を創出し、これらに関する情報を積極的に発信します。

施策③ 事業者における環境教育の推進

● 自主学习に関する支援

- ・ 企業間のネットワークづくりや事業者による自主的な研修活動を支援します。
- ・ 環境新技術の確立や新製品の開発を支援します。

施策④ 環境情報の集積と人材の育成

● 地域人材情報の整備

- ・ 専門的な知識や技能を持ち、地域社会での活用を希望する人々の情報を収集し、「地域人材情報システム」の構築を検討します。

● 環境リーダーの育成

- ・ 各種学習活動により、環境活動を自発的に行う団体の指導者となりうる人材の育成に努めます。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016年度)	現状 (2021年度)	中間目標 (2022年度)	最終目標 (2027年度)	関連 施策
V-1-01	児童による田植えへの参加人数【変更前】	1,350人	994人	1,250人	1,100人	施策 ①
	児童による田植えへの参加校数【変更後】	20校	20校	-	25校	
V-1-02	野外活動体験教室事業参加人数・実施件数	143人・3件	37人・3件	増加 (2016年度比)	150人・6件 (2016年度比)	施策 ②④
V-1-03	自然観察インストラクター登録者数	12人	13人	増加 (2016年度比)	増加 (2016年度比)	施策 ④
V-1-04	自然保護レンジャー委嘱者数	11人	10人	増加 (2016年度比)	増加 (2016年度比)	施策 ④
項目の 説明	V-1-01：市内の小学5年生が、地元の農家の方の協力のもと、田植えを体験しています。市内の全小学校へ拡大していくことを目標とし、指標の目標を「参加人数」から「参加校数」へと変更しました。					

基本方針V—2

地域

環境にやさしい地域づくり

地域の環境資源を活用し、地域ぐるみで環境に配慮した行動を進めていくためには、グループでの行動や多様な主体が得意な分野を担当する等、特色を活かしながら役割分担をしたうえで、一緒に取組みを推進していくことが効果的です。

地域全体での積極的な環境保全行動を推進するための基盤づくりとして、市民・地域のパートナーシップ、市民・事業者のパートナーシップ等、さまざまな地域社会の連携体制の整備を推進していきます。

環境施策

施策① 環境保全団体の活動の推進

- 環境保全団体の活動支援
 - ・ 環境保全団体による環境保全行動の推進を強化し、地域全体へと拡充できるよう普及啓発に努めます。
- 各種団体のパートナーシップの強化
 - ・ 各種団体とのパートナーシップによる環境保全行動の推進や環境保全に関わる自治会の行事等、各種市民活動に対する支援や紹介等、市民、事業者、市のパートナーシップによる環境保全活動を推進します。
- 情報共有システムの整備
 - ・ 環境保全団体が、相互に情報を受発信して、情報を共有できるシステムを整備します。

施策② コミュニティ活動・ボランティア活動の推進

- コミュニティ活動・ボランティア活動の推進支援
 - ・ 住民主体のコミュニティ活動や、NPO活動に必要な情報提供に取り組むとともに、各種市民団体の立ち上げや自主的な活動に対して支援します。
- コミュニティビジネス^{*i}の推進支援
 - ・ NPOによるコミュニティビジネスの手法等、新たな発想や仕組みを活用して創業しようとする人たちを支援します。

* i コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み。

環境指標

NO.	指標項目	計画策定時 (2016 年度)	現状 (2021 年度)	中間目標 (2022 年度)	最終目標 (2027 年度)	関連 施策
V-2-01	まちづくり活動拠点 設置数 (累計)	4 ヲ所	6 ヲ所	増加 (2016 年度比)	6 ヲ所	施策 ②
V-2-02	エコ・ハウス来館者数	1,958 人	830 人	増加 (2016 年度比)	2,000 人	施策 ②
項目の 説明	<p>V-2-01：基準年から設置数が増加し、今後は地域に今ある施設を継続的に使用することに重点的に取り組む方針のため、最終目標を「増加（2022 年度比）」から変更しました。</p> <p>V-2-02：新型コロナウイルス感染症によって落ち込んだ来館者数を基準年水準に戻すことを目標とし、最終目標を「増加（2022 年度比）」から変更しました。</p>					

基本方針V-3

交流

地域交流の推進と環境情報の発信

本市は、菅平高原や美ヶ原高原等の自然的な観光資源が多く、交通の利便性も良いため、市外からも多くの人たちが訪れます。

これらの恵まれた自然資源を活かした環境とのふれあいの場等、広く環境情報を発信します。

環境施策

施策① グリーンツーリズム^{*i}・エコツーリズム^{*ii}の推進

● グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

- ・ 「稲倉の棚田」をはじめとする農山村地域や豊かな自然環境、歴史的・文化的な景観を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム、フィルムツーリズム^{*iii}を推進することで、地域交流の場を創出し、地域資源の価値に対する理解を深め、これらの保全に繋がります。

施策② 地域交流の推進

● 都市農村交流の推進

- ・ 「大収穫祭」等のイベントや、物産展の開催及び姉妹都市・友好都市等への働きかけを通じて、果樹やマツタケ等「上田ブランド」としての名産品、特産品の販売・PRに努めます。
- ・ 大都市圏との交流を進め、農産物オーナー制度を充実させます。
- ・ 観光農園等を活用した体験型農業観光を推進し、上田市産の果樹のPRと消費拡大を図ります。
- ・ 大都市圏からのホームステイ受け入れ等、農村生活・農業体験の交流を推進します。

● 環境交流の推進

- ・ 姉妹都市や友好都市等との環境情報の共有や交流のあり方を検討します。

* i グリーンツーリズム：農山村に滞在して農業体験をしながら、その土地の自然や文化、人々との交流を楽しむ旅行の総称。

* ii エコツーリズム：単に自然や動植物を楽しむだけでなく、環境や生態系の保全活動を組み込んだ旅行。

* iii フィルムツーリズム：映画やドラマ等の舞台となったロケ地、原作地をめぐる旅行。